

『JSRI 金融商品取引法研究』編集規程

公益財団法人 日本証券経済研究所

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、日本証券経済研究所（以下「当研究所」という。）が発行する『JSRI 金融商品取引法研究』（以下「本誌」という。）の編集方針および編集委員会の運営等に関する事項を定める。

第2章 編集方針

(編集方針)

第2条 本誌は、当研究所の金融商品取引法研究会の研究成果を中心に、金融商品取引法および証券規制に関する論文や記事を掲載し、当該分野の学術研究の発展および実務の向上に寄与することを目的とする。

(掲載内容)

第3条 本誌には、以下の内容を掲載する。

- (1) 研究会論文：金融商品取引法研究会の委員による研究成果
- (2) 投稿論文：金融商品取引法および証券規制に関する学術的・実務的研究の論文（編集委員会による査読あり）
- (3) 記事：金融・資本市場に関する制度解説、政策提言、実務上の課題等に関する寄稿
- (4) 判例評釈：当該分野の判決に対する解説および批評
- (5) 書評：関連書籍の紹介および批評

第3章 編集委員会

(編集委員会の設置)

第4条 本誌の編集に関する事項を審議・決定するために、当研究所に編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(編集委員会の所掌事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 本誌の編集方針の策定・改定
- (2) 編集の企画および進行管理
- (3) 投稿論文の査読者の選定および委嘱
- (4) 投稿論文の掲載可否および掲載号・配列の決定
- (5) 執筆要項の作成・改定
- (6) その他、本誌の編集・発行に関する事項

(委員会の構成)

第6条 委員会は、理事長が選任する編集委員長1名および編集委員4名で構成する。

2 編集委員長は、委員会を統括し、編集業務全般を管理する。

3 編集委員は、編集委員長の指示のもと、編集に関する業務を分担する。

4 編集委員長および編集委員（以下「編集委員等」という。）の任期は、2年とし、年度単位で交替する。ただし、再任を妨げない。

5 後任として選任された編集委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(編集委員等の責務)

第7条 編集委員等は、当研究所が定める「日本証券経済研究所の使命」について強い意識を持ち、かつ、当研究所が定める「日本証券経済研究所における研究者の行動規範」を遵守し、高い研究倫理の下、常に客観性・公平性・公正性に留意して適切に行動するとともに、本誌の研究水準の維持・向上に努めるものとする。

第4章 発行・著作権

(発行形態)

第8条 本誌は年2回（春・秋）発行する。

(著作権)

第9条 本誌に掲載された論文・記事の著作権は当研究所に帰属する。

2 掲載論文・記事は、当研究所のウェブサイト等で公開される。

3 執筆者は、掲載論文を転載または二次的に利用する場合は、事前に当研究所の承諾を得るとともに、出典を明記しなければならないものとする。

第5章 規程の改廃

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事長が行う。この場合において、編集委員会の意見を聴取しなければならない。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。